

## 平成 28 年度 第 2 回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 議事録

日 時：平成 28 年 7 月 29 日（金）13 時 30 分～15 時 30 分

場 所：佐倉市役所 議会棟 2 階 第 4 委員会室

委員名簿			事務局出席者		
会 長	岩淵 康雄	医 師	福祉部	部 長	井坂 幸彦
副会長	深沢 孝志	社会福祉協議会	高齢者福祉課	課 長	島村 美恵子
委 員	秤屋 尚生	歯科医師	包括ケア推進班(班長)	主 幹	三須 裕文
"	林 久雄	民生委員・児童委員	包括ケア推進班	主査補	里吉 奏子
"	瀬尾 潔	ボランティア団体	包括支援班(班長)	主 査	山本 義明
"	川崎 順子	高齢者クラブ	包括支援班	主査補	石橋 誠
"	寺田 洋介	施設介護サービス事業者	介護給付班(班長)	主 査	福山 利加子
"	大野 哲義	在宅介護サービス事業者	介護給付班	主 査	平岡 和美
"	國本 幸栄	公募市民	介護資格保険料班(班長)	主 査	遠藤 和久
"	根本 弘子	公募市民	介護認定班(班長)	主 査	菅澤 朋子
"	村田 修造	公募市民	生きがい支援班(班長)	副主幹	渡部 友昭
"	松井 強	公募市民	生きがい支援班	主査補	中川 佳奈
"	古島 弘	公募市民			
"	鈴木 雅之	学識経験者			

■委員欠席者：2名〔寺田委員、鈴木委員〕

◆傍聴者：1名

<p>○高齢者福祉課長</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。          本日は、お忙しい中、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。          本日の司会をさせていただきます高齢者福祉課長の島村でございます。よろしくお願いいたします。          なお、本日の会議でございますが、議事録作成のために録音しておりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>会議に入ります前に配付資料のご確認をさせていただきます。</p> <p>○事前配布資料</p> <p>①会議次第：第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 次第          ②資料1 : 平成 29 年度佐倉市地域包括支援センター業務委託公募概要(案)          ③資料2 : 介護予防・日常生活支援総合事業関係資料          ④資料3 : 佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業関係資料          ⑤資料4 : 在宅医療・介護連携推進事業関係資料          ⑥資料5 : 認知症施策の推進関係資料          ⑦資料6 : 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例他2条例の一部改正について          ⑧資料7 : 地域密着型サービスについて</p> <p>○当日配布資料</p> <p>⑨資料1(事前配布資料の記載内容に一部誤りがあったため、訂正版を当日配付)          ⑩介護予防・日常生活支援総合事業に関する意見及び質問票</p> <p>それでは、ただいまより、平成 28 年度 第 2 回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を開催いたします。          ここからは、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
<p>●会長</p>	<p>それでは、規定によりまして会長が会議の議長を務めることとなっているようでございますので、私の方で進行させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>まず、委員の出席状況でございますけれども、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱第 7 条第 2 項によりまして「推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。」となっております。本日、委員の過半数が出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>また、本日の会議には傍聴人がみえております。</p> <p>本来、会議は公開することが原則となっておりますが、会議を公開することにより公正・円滑な議事運営が阻害されると認</p>

●会長	<p>められる場合には、当懇話会の決定により、会議の全部または一部を公開しないことが可能となっております。</p> <p>本日の会議について、傍聴を認め、会議を公開することによってよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">～委員了承～</p>
●会長	<p>それでは会議を公開し、傍聴を認めますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、次第に沿いまして議事を進めます。</p> <p>当懇話会につきましては、地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること、すなわち「地域包括支援センター運営協議会」としての所掌事務も兼ねております。</p> <p>「議事 1 次年度の地域包括支援センターについて」事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課 (山本)	<p>議長、よろしいでしょうか。私、山本のほうからご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料1の「平成29年度 佐倉市地域包括支援センター業務委託公募概要(案)について」に基づき、ご説明をさせていただきます。</p> <p>内容といたしましては、1. 公募目的に記載しておりますが、現在の地域包括支援センターについては、平成21年度から社会福祉法人に委託をして、市内5圏域に設置しておりますが、介護保険法改正に対応した包括的支援事業等を実施するために、全てのセンターを対象に、改めて運営先法人の公募を行うとしますのでございます。</p> <p>以降は、公募の概要について説明させていただきます。</p> <p>2. 地域包括支援センターの担当圏域及び設置数については、下段の表1に記載をしておりますが、現在の設置圏域と同様に、「志津北部圏域」、「志津南部圏域」、「臼井・千代田圏域」、「佐倉圏域」、「根郷・和田・弥富圏域圏域」の5圏域に各1箇所設置といたします。</p> <p>次に、2頁をお願いします。</p> <p>3. 地域包括支援センターの業務内容ですが、(1) 包括的支援事業といたしまして、①総合相談支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、④認知症施策推進事業〔ア:認知症初期集中支援推進事業、イ:認知症地域支援・ケア向上事業〕、⑤生活支援体制整備事業、(2) 地域ケア会議推</p>

<p>○高齢者福祉課 (山本)</p>	<p>進事業、(3) 第1号介護予防支援事業、(4) 指定介護予防支援、(5) 介護予防事業、(6) その他事業、を地域包括支援センターの業務として行っていただく予定でございます。</p> <p>4. 委託契約期間でございますが、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとします。</p> <p>次に、3頁をお願いいたします</p> <p>5. 応募資格でございますが、包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次の要件を満たす法人となります。</p> <p>(1) 応募する圏域内に法人の本体施設及びサービス提供事業所とは建物・敷地を明確に分離した場所に地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）を設置できることが条件となります。ただし、志津南部及び南部地域包括支援センターにおいては、市が指定する公共施設内の設置とします。</p> <p>(2) 佐倉市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ3年以上（平成28年10月1日現在）の介護保険サービスの提供実績があること。ただし、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除きます。</p> <p>6. 選考についてでございます。</p> <p>(1) 委託する法人は、候補者から提出された事業計画の内容を総合的に判断し選考します。</p> <p>(2) 委託する法人は、候補者選考委員会の採点により選考され、運営協議会の意見を聴取したうえで正式に決定します。</p> <p>7. 公募スケジュールでございます。</p> <p>(1) 公募要項の配布は平成28年10月初旬～11月中旬</p> <p>(2) 選考（選考委員会によるヒアリング、選考）は平成28年11月下旬</p> <p>(3) 選考結果、仮決定の通知は、平成29年1月頃を予定しております。</p> <p>なお、選考結果につきましては、地域包括支援センター運営協議会からの意見をいただくため、12月下旬から平成29年1月上旬までの間に運営協議会を開催させていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>最後に、地域包括支援センター業務委託に係る補正予算を、8月議会定例会に提出させていただき予定でございますので、議会において予算が可決された場合に公募手続きを実施するものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。 よろしくをお願いいたします。</p>
-------------------------	---

●会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
●A委員	<p>今現在、運営されている地域包括支援センターの中で、業務を辞めたいという話が出ているのでしょうか。それだから公募をするのですか。</p>
○高齢者福祉課 (山本)	<p>今現在運営している法人から、辞めたいという声はあがっていません。今回の公募は、すべての関係機関を含めて改めて実施しようとするものです。</p>
●A委員	<p>地域包括支援センターの業務内容は非常に多く、人員不足になることを懸念しています。また、今後新たに参入する事業者では、経験値が少ないため、質の低下を招く恐れがあることも懸念されますが、その辺りは考えているのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課 (山本)	<p>公募を実施するにあたっては、業務量に対する十分な人員を配置していただくよう促すとともに、事業者を選定するうえで、質の低下を招くことのないような評価を実施してまいります。</p>
●B委員	<p>現在の委託料及び人員配置の状況を教えてください。</p>
○高齢者福祉課 (山本)	<p>人員は、高齢者人口に基づく専門職を配置しており、1つのセンターあたり5~7名という状況です。また、委託料は専門職の配置人数等により若干の差がありますが、1つのセンターあたり3,160万円~4,270万円と幅があるような状況です。</p>
●C委員	<p>公募には、生活支援コーディネーターの配置も含まれているのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課 (里吉)	<p>資料1の2頁⑤の生活支援体制整備事業に含まれています。</p>
●D委員	<p>仕事がだいぶ増えているような気がしますが、委託料は変更することになるのでしょうか。</p>
○福祉部長	<p>基本的には、高齢者人口に基づく専門職の配置人数によって委託料が決まってくるような仕組みになっております。今後、</p>

○福祉部長	業務が拡大することになりますので、配置する専門職も増員することとなり、その分委託料は増額していく方向で予算も組んでいるところです。
●E委員	3頁の5. 応募資格の(1)の但し書き部分に、「志津南部及び南部地域包括支援センターは、市が指定する公共施設内の設置とする」とありますが、残り3つの地域包括支援センターは場所を移動するということになるのでしょうか。
○高齢者福祉課 (山本)	受託した法人が自ら用意する場所で、地域包括支援センター業務を実施してもらう方向で考えているので、場所が変更になる可能性もあります。
●A委員	委託期間が1年間になっていますが、受託する側にとっては長期的な見通しが立たないなど、短期間では不安定になることが懸念されるところです。1年間ではなく、長期間の委託にすることはできないのでしょうか。
○高齢者福祉課 (山本)	予算上は単年度契約を予定していますが、事業評価を行い、一定以上の評価が得られた場合については、継続的に契約を更新していくことも想定しています。
●会長	続きまして、「議事2 新しい地域支援事業について」でございます。まず、「①介護予防・日常生活支援総合事業について」事務局より説明をお願いいたします。
○高齢者福祉課 (里吉)	議長よろしいでしょうか。私、里吉が、議事(2)新しい地域支援事業①介護予防日常生活支援総合事業について、ご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。最初に資料2「国が示す介護予防・日常生活支援総合事業」についてご説明をさせていただきます。 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」と省略)は、平成27年4月に施行された改正介護保険法により新たに設けられた事業です。ただし、法律上3年間の経過措置期間が設けられており、開始の時期は市町村毎に定めることができることになっていたことから、佐倉市では平成29年4月から総合事業を開始いたします。

○高齢者福祉課  
(里吉)

事業の目的は記載のとおりでございます。

1頁をご覧ください。総合事業は、大きくわけて(1)介護予防・生活支援サービス事業と(2)一般介護予防事業によって構成されます。総合事業の成り立ちですが、2頁上段の図をご覧ください。この図のうち「介護給付」及び「介護予防給付」については、介護保険サービスと言われるもので、要介護認定・要支援認定を受けた者だけが利用できるサービスです。なお、このサービスは、国が定めた全国一律の基準(設備基準・運営基準、人員基準)に基づき、事業者により運営されています。

地域支援事業につきましては、介護給付・介護予防給付と同じ介護保険制度ですが、高齢者の皆様が要介護状態になることを予防し、要介護状態等になった場合も住み慣れた地域でできるだけ自立した生活が送れるよう、市町村が地域の実情に応じて、介護予防の教室や地域包括支援センターの運営、家族介護者に対する支援などを行う事業です。

左の「現行」と書かれた所が平成26年度まで(佐倉市は平成28年度まで)、右が「改正後」の平成27年4月以降(佐倉市は平成29年4月以降)の介護給付・予防給付・地域支援事業の全体です。

総合事業に関連する箇所は、太枠で囲った部分です。

大きな変更点について、1つ目のポイントとして、要支援者に対する「介護予防給付」のホームヘルプサービス(介護予防訪問介護)とデイサービス(介護予防通所介護)がございませう。ちなみに、介護予防訪問介護は、ホームヘルパー等の有資格者が、要介護・要支援認定において、要支援1・2の認定高齢者等の居宅へ訪問し、身体介護や生活援助の支援を行うもので、介護予防通所介護は、通いの施設で、食事、入浴、排泄等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練等を受けるものです。

この2つのサービスの位置付けが、全国一律のものとして要支援認定を受けた者だけが利用できる介護予防給付から、市町村が実施する「地域支援事業」に変わりました。

この2つのサービスは地域支援事業の中で、訪問型・通所型のサービスとして提供されますが、サービスの提供者が事業者によるサービスに加え、ボランティア・NPO、住民等もサービスを提供できる仕組みになります。これが、介護予防・生活支援サービス事業です。

次に、2つ目のポイントとして、介護予防事業も変わりました。現行は、要支援・要介護状態になるおそれの高い高齢者を

○高齢者福祉課  
(里吉)

対象とした「二次予防事業」と、主に活動的な状態にある高齢者を対象とした「一次予防事業」という形に区分して行ってきました。改正後は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分けることなく、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進する観点から見直されました。これが、一般介護予防事業となります。

以上の介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成されるのが、総合事業です。

2 頁下段の図は、国が示した総合事業のサービス体系の例示になります。「介護予防・生活支援サービス事業」は、大きくは「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「生活支援サービス」と「介護予防ケアマネジメント」の4つで構成されています。

この体系を参考に市町村毎にサービス体系を設定していくこととなりますが、サービス提供方法が指定事業者によるサービスのほか、市町村が直接実施、NPO法人やボランティア等の様々な主体でもサービス提供できる仕組みであるため、結果として利用者は、サービスの選択肢が増えることとなります。

総合事業創設前は、「介護予防給付」のホームヘルプサービス（介護予防訪問介護）とデイサービス（介護予防通所介護）を利用する場合、まず、要介護・要支援認定申請手続きを経て、要支援1・2の認定を受けなければ、サービス利用ができませんでした。しかし、創設後は、訪問型と通所型のサービスのみを利用する場合、要介護・要支援認定を受けることなく、本人の心身の状況を確認するツールである「基本チェックリスト」に該当すればサービスを利用することが可能になります。

手続きの簡素化により、今後は、迅速にサービスが利用できたり、直ちに介護予防にも取組むことができるようになります。

その基本チェックリストは4頁に掲載しています。項目は25項目ございまして、国が定めた基本チェックリストの使い方に基づき質問項目の趣旨を説明しながら、本人等にご記入いただくものです。ポイントのみを説明させていただきましたが、改正が行われた趣旨といたしまして、要支援者の利用傾向が、生活支援サービスに関するものが多く、必ずしも専門職が関与しなくても実施できるものであったこと。また、NPOやボランティア、自治会等の住民の方、更には、高齢者にも担い手になってもらい、支援する側・される側という関係性から、高齢者も活動・参加し、できることを行ってもらうことで活躍の場を持ち、生き生きと暮らしていただくというものです。これ



○高齢者福祉課 (里吉)	らを基準に、次の議題で資料 3 を用いまして、佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業の(案)をお示しさせていただきます。事業の概要に関する説明は以上でございます。
●会長	ありがとうございました。 ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。
●B 委員	先ほど、地域包括支援センターの人員と委託費に関する質問をしたのは、今後、資料 2 頁に掲載された事業が増えていくこととなりますので、これまでの委託費と人員では、職員の負担増になることを懸念して質問いたしました。次年度の委託費は、この増えた項目を加味した形で積算しているのでしょうか。
○高齢者福祉課長	2 頁の資料に包括的支援事業(社会保障充実分)として、3 項目ほどございます。佐倉市では、地域包括支援センターの機能として、認知症施策の推進及び生活支援サービスの体制整備を従来の地域包括支援センターの運営業務に加えて実施していると考えています。それらを勘案した形で委託費を積算しています。
●F 委員	要支援 1・2 の認定を受けている方が、今後のことについて心配をしておられます。要支援 1・2 の認定の基準自体に変更があるのでしょうか。
○高齢者福祉課長	要支援・要介護認定の基準について、変更はございません。
●F 委員	2 頁の下段に、通所型サービスとしてサービス A・B・C とありますが、これは、今サービスを受けている施設の中にできることになるのでしょうか。
○高齢者福祉課 (里吉)	サービス提供者が変わる可能性があるのですが、今サービスを受けている場所と同じ所もあれば、そうでない所もあると思います。実施主体は、6 頁のサービス提供者(例)をご覧くださいればと思います。
●F 委員	サービス A・B・C など、利用するサービスは本人が選択できることになるのでしょうか。

○高齢者福祉課 (里吉)	一般的には、本人及び家族のご希望とケアプランを立案する専門職のケアマネジャーが相談して決めることとなります。
●D委員	佐倉市でボランティアに携わっている方々は、こちらの資料に基づく取組みの実施に向けた準備等をされていらっしゃるのでしょうか。
●C委員	今年4月に市にお願いをして「地域包括ケアシステム」に関する勉強会を実施しました。その時点では、本日の資料に掲載されているような細かい点までは決まっていなかったと思います。今のところ佐倉市では、ボランティアを主体に当該事業を進めようとする案にはなっていないので、この先2025年に向けて、長期的な視点にたった検討をしていきたいと思っています。
●会長	それでは「議事2 新しい地域支援事業について」の続きを進めたいと思います。まず、「①介護予防・日常生活支援総合事業について」事務局より説明をお願いいたします。
○高齢者福祉課 (里吉)	<p>続きまして、佐倉市の介護予防・日常生活支援総合事業の(案)について、資料3に基づきご説明をさせていただきます。</p> <p>こちらの資料は、佐倉市が平成29年4月から開始する介護予防・日常生活支援総合事業の(案)を取りまとめたものです。</p> <p>なお、資料の枚数が多いため、内容についてまだ充分ご確認いただけていない部分等があると思いますので、本日は、事務局(案)をご説明させていただき、ご意見及びご質問は、先程配布した「意見及び質問票」で、後日にお受けしたいと考えております。</p> <p>1頁をご覧ください。</p> <p>総合事業の対象者及び利用の手続きでございます。対象者は、2つの方法により選定されます。1つ目が要介護・要支援認定において要支援1・2の認定を受けた者。2つ目が基本チェックリストで該当になった者(以降「事業対象者」とします)です。なお、1つ目の要支援1・2の認定を既に受けている者でデイサービスとホームヘルプサービスの利用を希望する者は、今現在の認定期間が終了するまでは、介護予防給付に位置づけられた介護保険サービスを利用することになります。認定期間終了後から順次、総合事業に位置づけられた通所型と訪問型のサービスを利用していただくことになります。</p> <p>2頁をご覧ください。</p>

○高齢者福祉課  
(里吉)

佐倉市における相談・受付の流れになります。現在も要介護・要支援認定申請の相談は、地域包括支援センター及び市の窓口で受付をしております。総合事業開始前と開始後の大きな変更点としては、認定を受けずとも、基本チェックリストに該当することでサービスが受けられますので、その流れが加わります。

①相談の受付をする地域包括支援センター及び市では、相談者からご本人の状態と利用したいサービス等の聞き取りを行い、相談者やご本人とともに、要介護・要支援認定の申請とするか、基本チェックリストの実施とするかを決定します。

②要介護・要支援認定申請をご希望される場合は、これまでどおり、要介護・要支援認定申請書をご提出いただきます。

③基本チェックリストを希望される場合は、地域包括支援センターの専門職により、基本チェックリストの25項目について、ご本人との対面により聞き取りを行います。

④基本チェックリストに該当した場合、ご本人の被保険者証と実施した基本チェックリストなど、地域包括支援センターを通じて市に提出いただくことにより、事業対象者と認定される流れになります。

ここで、ご存知の方もいらっしゃると思いますが、サービス利用に関する基本的事項についてご説明させていただきます。

介護保険制度では、「要介護」と「要支援」の違い及びその区分に応じて、ひと月に利用できるサービスの量の上限が決められています。

例えば、資料3の5頁キ、利用限度額のとおり、要支援1では5,003単位、要支援2では10,473単位と決められております。

また、サービスにかかる費用は、サービス種別ごとに、その内容や状態の区分によって決められています。資料3の4頁エ、介護予防訪問介護相当サービス費にありますように、要支援1・2の方が利用するホームヘルプサービス(介護予防訪問介護)では、週1回程度の訪問が必要とされた方で、ひと月あたり1,168単位、週2回程度では2,335単位というように決まっています。介護保険のサービス利用料は、1単位の「単価」を乗じて「金額」を算出しますが、この「単価」は地域とサービスによって10円～11.40円まで差異があります。なお、サービスは、「利用できるサービスの量の上限」の範囲内であれば、いくつかのサービスを組み合わせて利用することができ、サービス利用者は、利用料の1割または2割をサービス提供者に対して支払う仕組みになっております。

○高齢者福祉課  
(里吉)

3 頁をご覧ください。

こちらは、市町村が地域の実情に応じ、決定することになった、総合事業のサービスの内容でございます。

図の中の四角で囲った箇所のみ、訪問型サービスは①②④、通所型サービスは①④、介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業を、平成 29 年 4 月から実施しようと考えております。

4 頁下段の表をご覧ください。

まず、訪問型サービスについては、現行相当サービスである訪問型サービスⅠ～Ⅲに、新たに訪問型サービスⅣ（ひと月あたり 4 回までの利用）と訪問型短時間サービス（20 分未満で身体介護を行う場合）を利用 1 回あたりの単位で設定したいと考えております。これにより利用者にとって、料金負担やサービス内容の面で選択肢の幅が広がることとなります。

次に、5 頁上段の表をご覧ください。

通所型サービスについては、現行相当サービスである通所型サービスⅠ～Ⅱに、新たにチェックリストによる「事業対象者」を加えるとともに、通所型サービスⅠを要支援 2 の方でも利用できるように設定したいと考えております。

次に、6 頁をご覧ください。(2) の訪問型生活援助サービスについては、現行サービスの人員等の基準を緩和した形で、一定の研修受講者により、専門的なサービスを必要とされない者に対し、生活援助サービス（掃除、洗濯、調理等）を提供するサービスについて、新たに設定したいと考えています。

このほか、短期集中予防サービスとして、9 頁にある訪問型サービス C（早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加促進、介護予防）と 10 頁にある通所型サービス C（生活行為の改善、地域社会とのつながりを回復）について、当面は市が直接実施するサービスとして新たに設定してまいりたいと考えています。

続きまして 14 頁をご覧ください。

現在、介護保険のサービスを利用する場合のケアマネジメントについては、要介護 1～5 の認定を受けた者はケアマネ事業所（居宅介護支援事業所）が、要支援 1・2 の認定を受けた者は主に地域包括支援センターの専門職が、ケアプランの作成やサービスの利用調整を行っています。

ケアマネジメントの流れを簡単に説明しますと、資料中段の点線部分をご確認ください。

最初に、①利用者と面談をして、ご本人の要介護状態や生活

○高齢者福祉課  
(里吉)

状況を把握します。②その上で、ご本人が望む生活を送れるよう、様々な介護サービスを組み合わせるケアプランの原案を作成します。③事業者と連絡調整をはかり、利用者のニーズに対してどのようなサービス提供を行なうか利用者・ご家族を含め話し合います。(サービス担当者会議)④⑤サービス担当者会議の結果を元に、ケアプラン内容が決定すれば利用者・ご家族に説明後、同意をもらい、ケアプランが確定します。⑥サービスが開始されます。⑦サービス提供中も利用者へのサービスがうまくいっているかどうか利用者宅を訪問したり、業者と連絡をとったりとサービス状況(モニタリング)の確認を行なうという一連の業務になります。

総合事業に位置づけられたサービスの利用にあたっては「介護予防ケアマネジメント」を実施する必要がありますが、総合事業のサービスには、事業者のみならず、多様な主体による多様なサービスがあることから、この介護予防ケアマネジメントの一連の業務を簡略化するパターンが国から示されておりますので、佐倉市でもこのパターンを踏襲しようとするものです。

続きまして、資料の18頁、19頁をご覧ください。

全ての高齢者を対象とした「介護予防事業」でございます。主な事業として、「佐倉ふるさと体操」や「佐倉わくわく体操」等による「(2)介護予防普及啓発事業」や介護予防に関する取り組みが広く実施されるよう、地域における自主的な介護予防活動を行う人材の養成を行う「(3)地域介護予防活動支援事業」、そして、今年度から開始いたしました「佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金」がございます。

最後に20頁をご覧ください。

今後のスケジュールでございますが、最初に申し上げましたとおり、本日の説明に対するご質問やご意見については、別に配付させていただきました「ご意見及びご質問票」により、ご提出くださいますよう、お願いいたします。この締切りを8月15日(月)までとさせていただきます。そして、8月中に佐倉市の総合事業(素案)を、訪問介護や通所介護などの居宅サービスを提供している事業者に対し、本日の資料3の内容を送付するとともに、アンケート調査を実施します。アンケートの内容につきましては、基準を緩和した訪問型サービスへの参入についての意向等を伺う予定で考えております。

その後、委員の皆様からのご意見や事業者からのアンケート調査結果をもとに、9月下旬に第3回の懇話会を開催し、ここで、移行時(平成29年4月)における佐倉市の総合事業(案)

○高齢者福祉課 (里吉)	<p>を確定し、その確定した(案)の内容について、広く市民の皆様からご意見等を募集する手続きであるパブリックコメントを10月中に実施する予定で考えております。11月及び来年1月には、事業者説明会を開催したいと考えております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
●会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
●G委員	<p>資料3の4頁、エの表中にある訪問型サービスⅣについては、どのような理由で設けられたのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課 (里吉)	<p>資料3の6頁にある、(2)緩和した基準による訪問型生活援助サービスとの併用を想定し、設定したものです。</p>
●H委員	<p>通所型サービスについて、緩和した基準によるサービスは設定しないのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課長	<p>佐倉市では、平成29年度中に関して、現行のデイサービスに準じたサービス(通所介護相当)と短期集中予防サービスのみを実施し、緩和型サービスは実施しないものとして考えています。</p>
●I委員	<p>緩和した基準による通所型サービスは実施しない方針とこのことですが、当該サービスを実施できる場所はあると思います。実施しない理由について教えていただきたい。</p>
○高齢者福祉課 (里吉)	<p>現行の通所介護相当サービスにおいて、サービス内容や提供時間等の面で、幅の広いサービスが提供されている現状です。このような状況下において、どの部分を緩和すべきなのか、判断が非常に難しい実情があります。今後、さらに検討していきたいと考えております。</p>
●H委員	<p>資料3の5頁のオ. 通所型サービスⅠについては、要支援2の人でも週1回程度のサービスを選択できることに設定しているという解釈でよろしいでしょうか。</p>

○高齢者福祉課 (里吉)	その通りです。
●B委員	<p>資料3の2頁の「相談・受付の流れ」ですが、障害者以外の方で65歳以上になったら介護保険証が郵送されてきて、実際に介護を受けようとする時に、要介護・要支援認定の申請後、介護度が書かれた介護保険証が交付される仕組みになっています。この運用は国の基準かもしれませんが、佐倉市独自で、保険証の発行を減らすことで、費用の削減ができると思います。また、この資料では、支援を受けることが主目的になっていますが、本当は、一般介護予防事業を主にしていくことが重要であり、介護に係る経費も削減できると思いますので、介護予防について、議論を深めていく必要があると思いました。</p>
○高齢者福祉課 (三須)	<p>一般介護予防については、要支援・要介護状態にならないように、力を入れていく必要があると考えています。国からは、高齢者人口の1割の方が通える場を作ることが目標値として示されています。佐倉市では、高齢者人口が約5万人ですので、5千人が通える場を作る必要がありまして、概ね180箇所の通いの場を作ることと考えています。このため、本年度より「佐倉わくわく体操会」の開催支援や、佐倉市地域介護予防活動支援事業補助金などを開始しているところです。</p>
○高齢者福祉課 (遠藤)	<p>介護保険法の規定では、第1号被保険者(65歳以上の方)と、申請をされた第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方に対して、保険者が保険証を発行することになっています。他市でも同じ状況ですが、65歳の誕生日に第1号被保険者になったという証として送付しています。</p>
●B委員	<p>被保険者証という形ではなく、紙のお知らせだけでよいと思います。</p>
●G委員	<p>市では、移動支援は実施しないとのことですが、社会福祉協議会で実施している運転講習会等と、今回の総合事業における移動支援との兼ね合いを教えてください。</p>
●J委員	<p>南部地区の地区社会福祉協議会と福祉施設運営法人が連携し、移動支援の実施に向けた準備を進めている状況があります。</p>

● J 委員	その事業と総合事業とを連動していくことができれば良いと考えていますが、まずは事業の立上げに専念しているところです。
● C 委員	資料 3 の 20 頁の「スケジュール」にあるパブリックコメントについては、現在要支援 1・2 の認定を受けて、訪問介護と通所介護のサービスを利用している人にも伝わるように、市のホームページ等で周知していただきたい。
○ 高齢者福祉課 (三須)	ホームページ等を活用して周知を図ってまいります。
● 会長	次に、「②在宅医療・介護連携推進事業について」事務局より説明をお願いいたします。
○ 高齢者福祉課 (三須)	<p>議長、よろしいでしょうか。包括ケア推進班 班長の三須でございます。在宅医療・介護連携推進事業についてご説明をさせていただきます。</p> <p>在宅医療・介護連携推進事業については、医療と介護、両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するため、医療、介護関係者の連携強化を推進するものです。</p> <p>市では、医師や看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等、在宅医療や介護の関係者 22 名で構成される「佐倉市在宅医療介護連絡会議」を設置し、会議を通じてご意見などをいただきながら在宅医療と介護連携の推進事業を進めております。</p> <p>資料の表中の実施すべき事業の 8 項目については、介護保険法の改正を受けて、平成 27 年度から市町村が取り組む事業（地域支援事業）として定めている項目でありまして、平成 30 年 4 月からすべての市町村で実施することになっています。</p> <p>資料の進捗状況については、実施しているものが◎、検討が開始されているもの（検討中）が○となっています。佐倉市においては、全ての項目で既に検討中を含め、着手しています。</p> <p>主な内容ですが、(イ)については、「佐倉市在宅医療介護連絡会議」を平成 28 年 2 月に設置し、会議を通じて、課題や対応策を検討しています。今後は、在宅医療介護の連携強化ワーキンググループ（部会）と、関係者や市民を対象とした研修会、講座を担当するワーキンググループ（部会）を設置して、それぞれ取り組んでまいります。</p>



○高齢者福祉課 (三須)	<p>(力) 医療介護関係者を対象に、医療関係者や介護職などが参加する多職種連携研修については、昨年 11 月に開催しました。研修会には、約 110 名の関係者が参加し、現状把握や連携に必要な課題、対応策について、グループワークなどを行いました。また、在宅医療や介護に関する情報の収集と提供などについて、スケジュールのとおり、医療、介護関係者からなる連絡会議において、ご意見等をいただきながら進めてまいります。説明は、以上でございます。</p>
●会長	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
●D委員	<p>昨年実施した、他職種連携研修では、自分を含めて医師は 4 人の方が参加されましたが、大変勉強になりました。他の医師にも参加するよう促していきたいと思っています。</p>
●会長	<p>次に、「③認知症施策推進事業について」事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課 (三須)	<p>議長、よろしいでしょうか。引き続き、認知症施策推進事業についてご説明をさせていただきますのでお願いいたします。</p> <p>認知症施策推進事業については、高齢者福祉介護保険計画推進懇話会の部会として設置されている「認知症対策検討会」の会議を通じて、ご意見などをいただきながら認知症対策を進めております。</p> <p>計画の中で取り組む施策としては、①認知症の理解促進、②医療と介護の連携強化とネットワークの形成及び資質の向上、③認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築、④認知症の方と家族への支援体制の充実の 4 項目となっています。</p> <p>主な施策の進捗状況について、説明いたします。</p> <p>(1) 認知症の理解促進について、認知症の理解促進の認知症サポーターは、昨年度に養成講座を 59 回実施し、2,363 人の方が受講され、延べ 14,165 人の方が受講済となりました。</p> <p>なお、認知症を正しく理解し、日々の生活の中で支援していく認知症サポーターの養成を、平成 37 年度までに 30,000 人を目指して、今後も進めてまいります。</p> <p>(2) 医療と介護の連携強化とネットワークの形成及び資質の向上については、昨年度、認知症地域支援推進員を市内 5 箇</p>

<p>○高齢者福祉課 (三須)</p>	<p>所の地域包括支援センターに、各1名ずつ配置しました。</p> <p>認知症地域支援推進員は、担当する圏域で、医療機関や介護サービス、地域の支援機関との連携を図りながら、②認知症やその家族を支援する相談支援、その体制づくりが主な業務内容となっています。</p> <p>今後は、認知症カフェの運営などにも関わりながら、認知症に係る関係者のネットワークの構築を目指し、継続的に一体的な支援ができるよう地域支援推進員の活動を推進していきます。</p> <p>(3) 認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制の構築については、認知症初期集中支援チームを、市内5箇所の地域包括支援センター内に、認知症サポート医を確保、ご協力を得て、それぞれ設置し、平成28年10月から活動を開始する予定です。認知症初期集中支援チームは、認知症専門医(認知症サポート医)と連携した保健師、看護師などの医療系職員と、介護福祉士、社会福祉士などの介護系職員から構成され、自宅訪問するなどして、本人や家族へ支援を、初期段階で包括的、集中的に行おうとするものです。認知症初期集中支援チームの活動の周知と併せて、認知症の初期相談のチラシを作成し、市民や関係機関に配布してまいります。</p> <p>(4) 認知症の方と家族への支援体制の充実については、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集う、認知症カフェ(通称オレンジカフェ)を昨年9月に市内5箇所で開設しました。延べ35回開催され、713の方が参加されました。今後も、認知症の人とその家族を支えるつながりを支援し、介護者の負担軽減を図る認知症カフェの充実を図ってまいります。</p> <p>その他、認知症施策の推進については、行方不明高齢者の早期の搜索を目的として、警察、消防、地域と連携した2市1町SOSネットワークなどに取り組んでまいります。</p> <p>なお、改正介護保険法で、認知症地域支援員、及び認知症初期集中支援チームの配置を、平成30年4月から、全ての市町村で実施することになっています。</p>
<p>●会長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
<p>●B委員</p>	<p>認知症地域支援推進員には、認知症に関する研修を中心に受けた専門の方は入っていないのでしょうか？</p>

○高齢者福祉課 (三須)	国が示した資料では、認知症に携わった人となっていますが、市では国家資格を持った者とし、具体的には、保健師・看護師・社会福祉士の資格を持ち、なおかつ研修を受講した者を配置しています。
●B委員	国家資格保持者ということで、広く浅く知識を持った方になるのかと思います。認知症ケア学会という全国組織があり、認知症に関し、専門的に勉強をしている方がいらっしゃいます。地域には、埋もれた人材がかなりいると思いますので、国家資格ではないけれど、認知症に関するプロを活用すると良いのではないかと思いました。
●E委員	夏休みの親子認知症サポーター養成講座への申込み状況は、どのようになっているのでしょうか。
○高齢者福祉課 (渡部)	昨年度の実績では、親子で20~30人程度の方にご参加いただいております。
●E委員	小学生の子供が、学校経由でリーフレットを貰ってきましたが、リーフレットの内容が専門的すぎて、子供が興味を示していませんでした。もう少し、子供にもわかりやすい内容のリーフレットにした方がよろしいのではないかと思いました。
○高齢者福祉課 (三須)	今後は、子供にもわかりやすい内容のリーフレットにするよう留意します。
●A委員	親子認知症サポーター養成講座に、4、5年前からボランティアとして関わっています。当初は、若干難しい内容でしたが、徐々に改編され、最近では子供も受け入れやすいように、漫画やDVDの視聴等が取り入れられています。是非、関心を持ってご参加いただきたいと思います。
●H委員	千葉県では、小・中・高校で認知症サポーター養成講座が実施されています。子供向けのサポーター養成講座には、寸劇を取り入れるなどの工夫をしているようです。子供達には、寸劇の受けが好評のようです。
●J委員	社会福祉協議会では、市から成年後見支援センターの運営を

● J 委員	受託しているので、資料 5 の 2 頁にある (4) 家族への支援体制の充実にもうまき組み込ませていければ良いと思いました。
○ 高齢者福祉課 (三須)	できるようなことがあれば、取り組んでいきたいと思えます。
● B 委員	認知症カフェについて、現在、市内 5 箇所月に 1 回実施していますが、今後、実施箇所や実施回数を増やす予定はあるのでしょうか？
○ 高齢者福祉課 (三須)	認知症カフェは、昨年 9 月に設置したばかりで、現在、様々な取り組みを実施していただいているところです。今後、検討していく際の参考にさせていただきますので、ご意見として頂戴したいと思います。
● 会長	続きまして、「議事 3 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例等の改正について」事務局より説明をお願いいたします。
○ 高齢者福祉課 (福山)	議長、よろしいでしょうか。介護給付班の福山でございます。私からは、「佐倉市指定地域密着型サービス基準条例他 2 条例の一部改正について」、「地域密着型サービスについて」の 2 件につきまして、ご審議をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
	では、はじめに、お手元の資料の、青いインデックス、資料 6 をご確認ください。
	「佐倉市指定地域密着型サービス基準条例他 2 条例の一部改正について」、ご説明申し上げます。今回改正の対象となります条例は、
	① 佐倉市指定地域密着型サービス基準条例 ② 佐倉市指定地域密着型介護予防サービス基準条例 ③ 佐倉市指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める条例 の 3 条例です。
	条例改正の背景でございますが、資料の「参考 1: 介護サービスの種類」をご覧ください。
	介護保険法の改正により、これまでは居宅サービスとして位置づけられていた通所介護事業所のうち、事業所の利用定員が、19 人未満の通所介護事業所、そして、定員 9 人以下の療養通所介護につきましては、本年 4 月から、地域密着型通所介護事

○高齢者福祉課  
(福山)

業所に移行されました。これは、小規模な通所介護事業所は、小人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえまして、地域との連携や運営の透明性の確保、また、市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から、整合性のあるサービス基盤の整備を行うためのものとされております。

なお、本制度は本年4月1日から施行されておりますが、市町村における運営基準等の条例制定につきましては、1年間、来年3月31日までの経過措置が設けられており、佐倉市におきましても経過措置により、条例制定までの間は国で定める基準を適用しておりますが、このたび、制度改正に伴う厚生労働省令の参照・検討を行い、市条例への位置付けについて、市としての考えをまとめましたので、本日も報告するものです。

併せて、今回の改正の機会に、資料の「2 背景 (2) 関係書類記録の整備」にございますとおり、これまで省令に準拠して、サービス提供記録の保存期間を2年間としておりましたものを、介護サービス費の返還請求に対応できるよう、保存対象文書の種類を規定し、併せてその保存年限を5年間とするよう改正したいと考えております。

具体の改正内容につきましては、次頁「3 改正内容」のとおりでございます。

市としての考え方は、「4 条例制定の考え方」にございますとおり、地域密着型通所介護の条例中への位置付けをはじめとし、各条例の改正に当たっては、原則として省令に準拠することといたします。

しかしながら、報酬請求に関する記録につきましては、その保存年限を地方自治法第236条第1項に規定される公法上の債権の消滅時効に合わせ5年間とし、併せて、利用者の介護サービスの提供に関する記録につきましても、国の基準では、その完結の日から2年間保存しなければならないとされているところですが、これも5年間とし、介護サービス利用者の保護、事業者におけるサービスの質の確保・向上を図りたいと考えております。

これらにつきまして、本日の懇話会でご審議いただくとともに、7月19日から、8月2日まで行っております市民意見公募(パブリックコメント)のご意見を参考とし、必要に応じ、所要の修正を施したうえ、条例改正案を、来月の市議会定例会に提案したいと考えております。なお、条例の施行日は、特に周知や準備に必要な期間を要するものではないと考えられますことか

○高齢者福祉課 (福山)	<p>ら、公布日をもって施行すること予定をしております。</p> <p>以上、簡単でございますが、資料 6「佐倉市指定地域密着型サービス基準条例他 2 条例の一部改正について」、ご説明をさせていただきます。</p> <p>ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
●会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等はございますか。</p>
●G 委員	<p>地域密着型の 9 名以下の療養通所介護（デイケア）の単位はどのようなのでしょうか。</p>
○高齢者福祉課 (里吉)	<p>地域密着型のデイケアについては、介護（予防）給付に残る事業のため、総合事業に移行されるサービスではございません。ただし、指定は、市町村が行うこととなりますので、その基準は市町村が決めることになっています。当該サービスの単位は、国の報酬算定基準に基づく単位となることとなります。</p>
●会長	<p>それでは、引き続き、「資料 7：地域密着型サービスについて」事務局より説明をお願いいたします。</p>
○高齢者福祉課 (福山)	<p>続きまして、資料 7 をご覧ください。</p> <p>はじめに、「1 市内の指定地域密着型介護事業所」について、ご説明いたします。</p> <p>現在の、市内の指定地域密着型介護事業所につきましては、全部で 64 事業所、休止中の事業所を除きますと、58 の事業所により、地域における介護サービスの一翼を担っていただいております。資料にもございますとおり、そのうちの大部分を占めるものが、本年 4 月から市に制度移行されました、地域密着型通所介護でございます。</p> <p>この、地域密着型通所介護の状況でございますが、資料 7 の「2 地域密着型通所介護について」を、ご覧ください。</p> <p>地域密着型通所介護事業所につきましては、本年 4 月に、千葉県から、市内に所在する 45 事業所の移管を受けました。このうち、休止・廃止の状況は資料のとおりでございます。</p> <p>また、「(2) 新規指定」にございますとおり、1 事業所の新規指定を行っております。</p> <p>こちらの事業所は、医療法人を母体としたグループのフラン</p>

○高齢者福祉課  
(福山)

チャイズとして、歩行・リハビリを中心としたデイサービスにより、自立をめざすものとして、市内法人から新規指定の申請を受けたものでございます。

指定事務は、省令及びこれまでの千葉県における指定を参考に行い、書類も調いましたことから、本年7月1日付で指定を行いましたので、ご報告申し上げます。

今後も、申請のうえ、指定基準を満たしていると認められた事業所につきましては随時指定を行い、本懇話会にてご報告を行う予定でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、資料7の2頁になりますが、「3 地域密着型サービス事業所の同意による指定について」ご説明をいたします。

本年4月以降、小規模な通所介護事業所が、地域密着型通所介護に移行されたことにより、市内の事業所については、原則として佐倉市にお住まいの方のみの利用となりました。

ただし、今年の3月31日時点で、他市町村の被保険者が佐倉市内の事業所を利用していた場合には、その事業所は他市町村のみなし指定を受けるため、4月以降も引き続き、当該事業所の居宅サービス通所介護の指定有効期間までは利用することが可能となっております。

なお、例外として、他市町村の方においても、やむを得ないと認められる正当な理由がある場合については、佐倉市が同意したうえで、その方がお住まいの他市町村が佐倉市の事業所を指定することにより、その方は当該事業所を利用することができます。

この度、他市町村のみなし指定を受けている事業所の利用者、これは佐倉市に居住の実態がある方に限りませんが、その方が、

- i 要支援から要介護に区分変更がなされた場合、及び、
- ii みなし指定を行っている事業所の更新に該当する場合

についてのみ、その方の継続的なサービス利用等の観点から、やむを得ない理由と認め、他市町村の事業所の指定について佐倉市は同意していく方向で考えております。このことにつきまして、本日委員の皆様からご意見等を頂戴できればと存じます。

以上、簡単な説明ではございますが、資料7につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

●会長

ありがとうございました。

ただいまの説明に関して、若しくは、これまでの議事について、ご質問やご意見等はございますか。

●B委員	滞納の件について、厚労省から1万人を超えた旨の発表がありました。佐倉市の状況はいかがでしょうか。
○高齢者福祉課 (遠藤)	人数で申し上げますと平成28年6月1日現在、約1,400名の方が滞納をしている状況です。
●会長	ほかにご意見・ご質問等ございますか。
●G委員	在宅医療と介護の連携推進事業についてですが、介護職にとって医師は敷居の高い存在だと思います。中には非常に熱心な医師の方もいらっしゃいますが、介護に関しては、関心の低い医師が少なくないと思います。市町村のみで実施しているので、隣の市町村にある医院との連携をどのように実施していくのでしょうか。ターミナルは在宅でという国の方針ですが、医療との連携なしでは進めることができません。できることなら、介護連携できるような医師の方について公表を行うなど、医師に対してのPR等、医師の方の考え方を変えていただきたいと思っています。
●D委員	医師の中にも介護に対して、ものすごく興味を持っていらっしゃるって熱心な先生もいらっしゃいますが、なかなか時間がないのと一歩足が出ないという状況があるのではないかと思います。そのような先生をいかに増やしていくかが課題であると認識しています。
○高齢者福祉課 (三須)	医療介護関係者を対象とした多職種連携研修等に参加していただけるような声かけと、医療と介護の連携の必要性について、機会を捉えて周知していきたいと思っています。
●G委員	協力を得難い医師も少なくないと思います。その辺のところを公表するなりして、ケアマネジャーが対等にお付き合いすることができるように、体制を構築していただきたいと思っています。
○高齢者福祉課長	まずは、市内の医師にご理解いただけるように、医師会の先生方に医療介護連携の必要性とご協力に関するお話をしていきたいと考えております。そのうえで、近隣市町村との市域を超えた連携も図っていきたいと考えております。



●会長	<p>続きまして、「議事4 その他」でございますが、事務局から報告事項等がありましたらお願いします。</p>
○高齢者福祉課 (三須)	<p>議長、よろしいでしょうか。私、三須のほうから報告事項がございますので、ご説明をさせていただきます。</p>
	<p>その他の点でご報告がございます。現在佐倉市では地域密着型サービス事業者の公募の手続を開始しております。これは第6期佐倉市高齢者福祉介護計画に位置づけがございます。1つは小規模多機能型居宅介護そしてもう1つが地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございます。公募の期間は7月22日から9月末日までです。今後、応募事業者があった場合には書類審査を行った上で、当懇話会の一部の委員で構成されます事業者選考検討会でご意見を伺う予定です。具体的には次回の懇話会の時に改めてご説明をさせていただきます。</p>
●会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの説明に関して、ご質問等はございますか。</p> <p>これまでご説明のありました本日の議事について、ご発言あるいはご質問等がございましたら、ただ今お受けいたしますがいかがでしょうか。</p> <p>もし、無いようでしたら、本日の議事はすべて終了いたしました。</p>
○高齢者福祉課長	<p>岩淵会長におかれましては、議長をお務めいただき、たいへんありがとうございました。</p> <p>それでは、平成28年度第2回佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会を閉会させていただきたいと思っております。</p> <p>皆様方におかれましては、お忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。</p>